



最終処分場跡地等の指定区域に係る工事に関する届け出漏れについて

沼南老人福祉センターいこい荘の駐車場舗装工事において、手続きに不備がありました。また、現地で一部を掘削したところ、建設ガラ等の廃棄物が現出し、その一部に石綿含有物と疑われるものが混入していることが判明しました。

1 発生日時

令和4年1月27日(木) 午前11時頃

2 発生場所

柏市塚崎1353 沼南老人福祉センターいこい荘駐車場

3 工事概要

沼南老人福祉センターいこい荘利用者用駐車場をアスファルト舗装するもの

工期は、令和3年12月27日～令和4年3月25日

4 経緯

高齢者支援課で発注した当該工事において、1月27日(木)に工事請負業者から、敷地の一部を掘削したところ建設ガラの様なごみが出てきたと報告があり。

同日、対応策について産業廃棄物対策課に相談したところ、当該地は最終処分場跡地等の指定区域であり、工事等の着手30日前までに届け出が必要であったことが判明。

また、翌28日(金)に、産業廃棄物対策課が、現出した廃棄物の中に石綿含有物と疑われるもの(スレート瓦)が混入していることを確認。

5 発生の原因

平成22年2月に、産業廃棄物対策課から高齢者支援課に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17に基づく指定区域の指定について通知されていたが、このことが後任職員に引き継がれていなかったために手続きを怠る結果となった。

6 対応

工事を中止するとともに、現出した廃棄物については、適正に処理するまでの間、飛散しないよう対処した。今後、現出した廃棄物については適正に処理するとともに、土地については原状回復の処置をする。

7 再発防止策

施設ごと保管している文書のうち、重要事項を一つのファイルにまとめ、引継ぎ必須の取扱として徹底する。

【本件に関するお問い合わせ先】

保健福祉部高齢者支援課

電話 04-7168-1996 / FAX 04-7167-1282